

長崎県 FIT 周遊促進対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 一般社団法人長崎県観光連盟 会長 嶋崎 真英（以下「会長」という。）は、訪日 FIT（個人旅行者）の長崎県内周遊の促進を図るため、公共交通機関等を活用した着地型旅行商品等を造成・販売する交通・観光関連事業者等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する事業（以下、「FIT 周遊促進対策事業」という。）を実施することとし、その補助金については、本要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 FIT 周遊促進対策事業において補助対象となる事業は、交通・観光関連事業者が新たに造成する、訪日 FIT の長崎県内周遊促進を図ることを目的とした、次の各号いずれかに該当する旅行商品等を造成・販売する事業である。

- ア 長崎県内主要交通結節点から県内観光地への公共交通機関を活用した着地型旅行商品
- イ 九州各県から長崎県内観光地への公共交通機関を活用した着地型旅行商品
- ウ 観光施設のクーポン等が付与された、長崎県内周遊の企画乗車券等
- エ そのほか、訪日 FIT の長崎県内周遊促進に繋がると認めるもの

(補助対象経費・補助対象事業者等)

第3条 会長は、補助事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として会長が認める経費（以下、「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は別表に定めるものとする。

(補助金交付申請)

第4条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金交付申請書（様式第1号）に、補助対象事業者が事前に策定した事業計画等を添付し、会長へ提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第5条 会長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）を補助対象事業者に通知をする。

(交付の変更申請)

第6条 交付決定通知後に、補助対象事業者が実施事業の内容を変更しようとする場合は、変更申請書(様式第3号)に関係書類を添付のうえ、会長に提出し、審査を受けるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 前項の軽微な変更とは、次に掲げる事項以外の変更とする。

- (1) 補助対象事業者の変更
- (2) 事業内容の変更
- (3) 事業の中止又は廃止

3 会長は、第1項による変更申請書の内容が適正と認めるときは、交付決定変更通知書(様式第4号)を補助対象事業者に通知することができる。

(実績報告)

第7条 補助対象事業者は、補助対象事業の完了後、速やかに次の書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第5号)
- (2) 事業経費内訳書(別記1)
- (3) 支出根拠となる書類(発注書、領収書等)
- (4) その他会長が必要と認める書類

2 会長は、提出された書類が規定に合致するか審査を行った結果、適正と認めた場合は、額の確定通知書(様式第6号)により交付額の確定通知を行うものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により、確定通知を受けた補助対象事業者は、補助金交付請求書(様式第7号)を提出するものとする。

(補助金の交付)

第9条 会長は適正な請求書を受理した日から、30日以内に補助対象事業者に補助金を支払うものとする。

(状況報告及び調査)

第10条 会長は、必要に応じて補助対象事業者から補助対象事業について報告を求め、又は調査することができる。

2 会長は、必要に応じて補助対象事業者から補助対象事業に関連する資料の提出を求めることができる。補助対象事業者はその求めに応じなくてはならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第 11 条 会長は、補助対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助金を交付した後においても適用する。

(補助金の返還)

第 12 条 会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた補助対象事業者は、会長が指定する期日までに、遅滞なく補助金を返還しなければならない。

附則

この要綱は、令和 4 年 10 月 4 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 8 月 9 日から適用する。

別表1（第3条関係）

補助対象事業者
<p>補助対象事業者は次のア～ウを全て満たす事業者とする。</p> <p>ア 長崎県内で交通機関を運行する交通事業者、本県と九州各県を結ぶ交通機関を運行する交通事業者、又は交通事業者と連携して事業を実施する旅行会社や観光協会等の観光関係事業者</p> <ul style="list-style-type: none">※ 交通事業者とは、各種法律に基づく許可等を受けて対価を徴収して人の輸送サービスを提供するものであって、長崎県内に事業所を置く者。ただし、自動車運行代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第四条の認定を受けて自動車運転代行業を営む者を除く。※ 旅行会社とは、旅行業法（昭和27年法律第239号）第三条に基づく旅行業又は旅行者代理業並びに同法第二十三条に基づく旅行サービス手配業の登録を受けている者。※ いずれの事業者も、長崎県内に事業所を置く事業者が対象となる。※ 観光関係事業者については、必ず上記交通事業者と連携して補助金交付申請をする必要があります。※ 交通事業者が単独で旅行商品を造成・販売する場合は、当該交通事業者が旅行業法に基づく旅行業等の登録を受けている必要があります。 <p>イ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。</p> <p>ウ 代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員等が長崎県暴力団排除条例（平成28年条例第30号）第二条に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたって該当しないこと。</p>

別表2（第3条関係）

補助対象経費	補助率
<p>第2条における区分ア～エのいずれかに該当する事業について、下記区分に係る経費を補助対象経費とする。</p>	<p>10/10</p>
<p>○着地型旅行商品等の造成に要する経費 商品造成等に要する調査費、旅費、印刷費、委託料、保険料、翻訳料等 ※人件費、備品購入費は補助対象外</p> <p>例：モニターツアーの企画・催行（事前調査・フォローアップも含む。）、動向分析、専門家の招聘</p>	<p>但し、上限2,000千円とする。</p>
<p>○販路開拓・販売促進等に要する経費 商品等の販路開拓・販売促進（プロモーション等）に要する調査費、旅費、委託料、保険料、広告料等 ※人件費、備品購入費は補助対象外</p> <p>例：OTAとの連携、メディアの招聘、ファムツアー催行（事前調査、フォローアップも含む。）、現地旅行会社へのセールス ※OTA：Online Travel Agentの頭文字の略。インターネット上で取引を行う旅行会社のこと。</p>	

【留意事項】

- 事業完了時まで、造成した商品による収益（「売上」－「販売に要する経費」＝「収益」）が発生した場合、補助金交付時に、交付すべき金額から収益額を減額して補助対象事業者に交付する。